

【よくあるご質問】

★今後、固定資産税はどうなるの？

相続登記や遺産分割協議が完了するまでの間、被相続人所有の固定資産は、相続人全員の共有財産となります。滞納となった場合は、代表の方以外の他の相続人の方にも連帯納税義務がありますので、納税をお願いすることとなります。

★この申請は、相続や登記と関係するの？

この申請は固定資産税に関するもので、相続登記（法務局）や相続税（税務署）とは関係ありません。よって、この申告書によって登記や所有権移転は行われません。また、相続協議に影響を与えるものではありません。

★現に所有している者（現所有者）とは？

固定資産を単に使用している者ではなく、資産の承継等により当該資産を処分する権利を有する現実の所有者をいいます。

★相続人等とは？

遺贈や被相続人が亡くなる前の売買などにより被相続人の固定資産を取得した第三者（法定相続人以外）を含みます。

★法定相続人とは？

民法第887～第890条により以下のとおり規定されています。

第1順位・・・配偶者、子（ただし、子が相続開始前に死亡している時は孫へ）

（第1順位の子、孫等が存在、相続放棄した場合は第2順位へ）

第2順位・・・配偶者、父母（ただし、父母が死亡している場合は祖父母へ）

（第2順位である父母、祖父母が死亡、相続放棄した場合は第3順位へ）

第3順位・・・配偶者、兄弟姉妹（ただし兄弟姉妹が死亡している場合はその子（甥姪）へ）

※上記の順位に従って相続人となります。

※配偶者は常に相続人となります。

★現所有者申告の提出が必要となる法的根拠とは？

＜地方税法第343条第2項＞

固定資産の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

＜大分市税条例第62条の4＞

現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項（現所有者の住所、氏名等）を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

★相続放棄とは？

民法第915条～第916条、第938条～第939条により、故人の財産全て（負債を含む）を放棄することができます。その場合、相続人は、相続人になったことを知った日から3ヶ月以内に家庭裁判所へ申請していただく必要があります。（相続放棄の詳細については、家庭裁判所にお問い合わせください。）

★口座振替で納めるには？ 今まで口座振替をしていた場合は？

大分市内の金融機関の窓口に口座振替依頼書を置いていますので、通帳・通帳届出印・納税通知書をお持ちのうえ、手続きしてください。市外にお住いの方、**これまで口座振替を利用していた方は、納税課管理担当班（TEL097-537-5611）までお問い合わせください。**

★被相続人の資産を確認するには？

毎年4月に送付している納税通知書にてご確認ください。納税通知書は再発行ができないため、紛失された場合は、被相続人の所有資産を一覧で記載した「^{なよせちょう}名寄帳」等を有料で取得していただくことでご確認いただけます。（郵便請求可能）詳細については、大分市役所税制課（TEL097-537-5673）までお問い合わせください。

★相続に関するお問い合わせ先

◇相続登記に関すること・・・大分地方法務局（TEL：097-532-3161）

◇相続税に関すること・・・大分税務署（TEL：097-532-4171）

◇相続放棄に関すること・・・大分家庭裁判所（TEL：097-532-7161）

【提出についてのお願い】

- ① 法務局へ相続登記の手続きがすでに完了している場合や年内に完了予定の場合は、次年度から新しい所有者の方に納税通知書を送付させていただきますが、それまでの間（今年度中）にこちらから送付する文書のお届け先の確認のため、恐れ入りますが、現所有者の代表となられる方を別紙「固定資産現所有者申告書」にご記入のうえ、提出をお願いします。
- ② 「現所有者代表以外の現所有者」欄について、相続登記が完了するまでの間は、法定相続人の方全員に納税義務が生じることから、遺産分割協議が終了していない場合は、相続人全員についてご記入ください。
- ③ 遺産分割協議書または遺贈などがあったことを確認できる書類（公正証書遺言等）があれば、お手数ですがご連絡ください。
- ④ 相続放棄をされている方は、裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。
- ⑤ 被相続人と現所有者代表者との関係が分かる戸籍があればその写しを提出してください。無い場合でも、固定資産現所有者申告書の「被相続人欄」の本籍地及び筆頭者について、お分かりであればご記入ください。（戸籍の添付がない場合または本籍地及び筆頭者について未記入の場合でも受付可能です。）